

青森県報

第四千八百八十四号

平成二十八年
八月十日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二
- 出先機関……………
- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域局) ……三
- 右 同……………(下北地域局) ……三
- 選挙管理委員会……………
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……四

告

示

青森県告示第五百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	住所 又は 事務所 所在地	居宅サ ービス の種類	居宅サ ービス 事業を 行う 所	指 定 年 月 日
株式会社 前	八戸市下長六丁 目一の四	訪問介 護	ヘルパ ーシ ョ ン 嬉 野	平成 二 八 年 八 月 十 日
			八戸市大字市川 町上大谷地一 三の二	

青森県告示第五百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
合同会社エ ノモラル	三戸郡南部町 字城渡字東あ か三の九二	介護あんしん相 談室サンパチ	八戸市根城七丁 目一二の二一	平成 二 八 年 八 月 十 日

青森県告示第五百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 又は 名称	指定介護予防サービス事業者	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類		
株式会社蔵前	八戸市下長六丁目一の一の四	訪問介護	ヘルパーステーション 嬉野	平成 二六・七三〇
有限会社南黒地域交通	南津軽郡藤崎町大字常盤字四西田一〇一の一	介護予防通所介護	サポートセンター いき武さん 家弘前	平成 二六・八一
			八戸市大字市川町字上大谷地一三の二	
			弘前市大字馬屋町九の七	

青森県告示第五百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指 定 年 月 日
クローバー調剤薬局北美店	黒石市北美町二丁目七三	平成 二六・八一

青森県告示第五百三十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十八年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等		診療科目	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
井上 亮	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町 五三	整形外科（肢体不自由）	平成 二六・八一

青森県告示第五百三十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
東青地域県民局
- 二 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 三 測量の期間
平成二十八年八月八日から平成二十九年三月二十四日まで
- 四 測量の地域
青森市駒込地内

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員の前届があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年八月十日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	川村 守人	八戸市大字市川町字尻引六五	平成二六・七二

土地改良区の役員の前届

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員の前届があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年八月十日

下北地域県民局長 神 重 則

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	畑中 重宏	むつ市大畑町赤坂三の一	平成二六・七六

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の前届があった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年八月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青森市未来プロジェクト 未来の青森を創る会	高木 順	高木 順	青森市久須志一丁目一三の一	平成二六・七二
齊藤渡後援会	小野寺 晃彦	太田 松一	青森市赤坂二丁目一七の一三	平成二六・七二
三村申吾田子町後援会	奥谷 義博	齊藤 香子	つがる市稲垣町沼館友開一	平成二六・七二
	澤口 勝	三浦 良一	三戸郡田子町大字田子字七日市四四	平成二六・七二

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の前届があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年八月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党上北支部 (姓 名 竜也)	主たる事務所の所在地	上北郡東北町大字上野字久保四二の一	上北郡東北町大字上野字上野二五の一	平成二六・七二

政党以外の政治団体

代表者	代表者	代表者
蛭名 竜也	和 田 勇人	

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
青森県毛建政治連盟 (橋場 寛)	代表者	橋場 寛	安田 勝位	平成 二六・五・三〇
日本薬業政治連盟 青森県支部 (高橋 昭次郎)	会計責任者	杉野森 照道	藤林 吉明	二六・六・三
吉田みつる後援会 (石沢 秀幸)	代表者	石沢 秀幸	藤田 一則	二六・七・三
久慈年和後援会 (杉山 道夫)	会計責任者	葛西 哲	佐藤 賢悟	二六・七・三
	主たる事務所の所在地	青森市問屋町二丁目一の一四	青森市問屋町一丁目六の二〇	
	会計責任者	工藤 一治	国分 隆子	二六・七・三

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
齊藤渡後援会	奥谷 義博	二六・七・六
菊川けいこ後援会	菊川 慶子	平成二六・三・三

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者（代表者）氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 日 期
小野寺 晃彦	青森市長	未来の青森を創る会	青森市赤坂二丁目一七の一三	平成 二六・七・二五

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭